

Z-66-F

第 66 回税理士試験

消費税法

解答

資格★合格クリアール

問1

(1)について

1 その年に相続があった場合

その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人（課税事業者選択届出書の提出、前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例により納税義務が免除されない相続人を除く。以下同じ。）が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

2 前年又は前々年に相続があった場合

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

3 分割して承継した場合

相続により、2以上の事業場を有する被相続人の事業を、2以上の相続人が事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高は、その被相続人の基準期間における課税売上高のうち相続人が相続した事業場に係る部分の金額とする。

(2)について

1 役務の提供の場合（下記2を除く。）

(1) 原則

その役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等でその役務の提供が行われた場所が明らかでない場合には、一定の場所）

(2) 一定の場所

次の役務の提供の区分に応じ、その役務の提供が行われる時におけるそれぞれに定める場所とする。

国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送

旅客又は貨物の出発地若しくは発送地又は到着地

国内及び国外にわたって行われる通信

発信地又は受信地

国内及び国外にわたって行われる郵便又は信書便

差出地又は配達地

保険

保険に係る事業を営む者の保険の契約の締結に係る事務所等の所在地

専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの

生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

～ に掲げる役務の提供以外のもので役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

2 電気通信利用役務の提供の場合

その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、その資産の譲渡等は国外で行われたものとする。

問2

(1)について

(選択欄) 免税取引

(理由等)

外国企業からの依頼を受けて行った国内の市場調査が国内において行われたかどうかの判定は、その役務の提供が行われた場所によって行う。本問の場合、当該市場調査は、国内で行われていることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のものに該当し、輸出証明を要件として、免税取引となる。

原則として、国内に支店等を有する非居住者に対する役務の提供は、その支店等を経由して役務の提供を行ったものとして、課税取引になるが、次の全てを満たす場合には、非居住者に対するものとして取り扱い、輸出免税の対象になる。

(イ) その役務の提供がその非居住者の国外の本店等との直接取引であり、その非居住者の国内の支店等はこの役務の提供に直接的にも間接的にもかかわっていないこと。

(ロ) その役務の提供を受ける非居住者の国内の支店等の業務は、その役務の提供に係る業務と同種、あるいは関連する業務でないこと。

(2)について

(選択欄) 非課税取引

(理由等)

両替手数料に係る役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、その役務の提供を行った場所によって行う。本問の場合、当該両替は、国内で行われていることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

外国為替業務に係る役務の提供に該当し、非課税取引となる。

(3)について

(選択欄) 左記以外(不課税取引)

(理由等)

音楽配信に係る役務の提供は、電気通信利用役務の提供に該当するため、その音楽配信が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所が国内にあるかどうかにより行う。本問の場合、音楽の配信は外国人旅行者(国内に住所又は居所を有しない者)に対し行われたものであることから、国外取引に該当し、不課税取引となる。

(4)について

(選択欄) 課税取引

(理由等)

飲食の提供が国内において行われたかどうかの判定は、その役務の提供を行った場所によって行う。本問の場合、当該飲食の提供は、国内で行われていることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

非居住者に対する役務の提供で、国内における飲食に該当することから、課税取引となる。

(5)について

(選択欄) 左記以外(不課税取引)

(理由等)

損害賠償金のうち、資産に加えられた損害により受けるものは、資産の譲渡等の対価に該当せず、課税の対象とならない。

なお、損害を受けた資産(そのまま又は軽微な修理により使用できるもの)が、加害者に引き渡された場合に收受する資産の譲渡代金に相当する損害賠償金は、資産の譲渡等の対価に該当すると認められるが、本問の場合には、備品を廃棄しているため、対象とならない。

(6)について

(選択欄) 課税取引

(理由等)

日本酒セット及びポーチ付き化粧品は、その譲渡時に資産が所在していた場所により行う。本問の場合、当該譲渡は、国内で行われていることから、国内取引に該当し、課税の対象となる。

日本酒セット及びポーチ付き化粧品は、通常生活の用に供する物品のうち消耗品に該当することから、販売価額が5千円超50万円以下に該当する場合に免税の対象となる。なお、ポーチ付き化粧品は、一般物品と消耗品とが一の資産を構成しているものに該当するため、消耗品とみなす。

日本酒セット 750,000 > 500,000 免税の対象とならない

ポーチ付き化粧品 4,000 5,000 免税の対象とならない

また、免税手続カウンターでの販売額の合算の取扱いについては、日本酒セットの販売価額が50万円を超えているため、対象とならない。

Z - 66 - F (第二問) 解答

前課税期間の中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	2,336,100円	<p>〔中間納付税額の計算〕</p> <p>(1) 一月中間申告 $\frac{6,300,000}{9} + \frac{236,100}{3} = 778,700$ 4,000,000 適用なし</p> <p>(2) 三月中間申告 判定 $\frac{6,300,000}{9} \times 3 + \frac{236,100}{3} \times 3 = 2,336,100 > 1,000,000$ 適用あり 中間納付税額 2,336,100 (百円未満切捨)</p> <p>(3) 六月中間申告 適用なし</p> <p>(4) (1) + (2) + (3) = 2,336,100</p>

納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	184,045,106円	<p>〔納税義務の有無の判定〕 (単位:円、以下同じ)</p> <p>(1) 原則 基準期間なし</p> <p>(2) 特例 前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例 (イ) 前事業年度 4ヶ月 7ヶ月 短期事業年度 (ロ) 前々事業年度なし 特定期間なし 合併があった場合の納税義務の免除の特例 (イ) 乙社 イ 6.3% 課税売上高 a $(147,000,000 - 6,965,000 - 2,300,000) \times \frac{100}{108} = 127,532,407$ b $300,000 \times \frac{100}{108} = 277,777$ c a - b = 127,254,630</p>

区 分	金 額	計 算 過 程
		輸出免税売上高 2,300,000 + =129,554,630 □ 4% 課税売上高 a $(48,000,000 - 2,320,000 - 700,000) \times \frac{100}{105} = 42,838,095$ b $50,000 \times \frac{100}{105} = 47,619$ c a - b = 42,790,476 輸出免税売上高 700,000 + =43,490,476 八 $\frac{\text{イ} + \text{□}}{12} \times 12 = 173,045,106$ (Ⅱ) 丙社 $(23,500,000 + 1,200,000) - (13,000,000 + 700,000) = 11,000,000$ $\frac{11,000,000}{12} \times 12 = 11,000,000$ (Ⅷ) (イ) + (Ⅱ) = 184,045,106 > 10,000,000 納税義務あり

課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	302,555,000 円	[課税標準額の計算] $317,611,900 + 9,000,000 \times \frac{4,500,000}{4,500,000 + 1,500,000} + 72,000$ $+ 2,326,000 = 326,759,900$ $326,759,900 \times \frac{100}{108} = 302,555,462$ 302,555,000(千円未満切捨)
課税標準額に対する 消費税額	19,060,965 円	[課税標準額に対する消費税額の計算] $302,555,000 \times 6.3\% = 19,060,965$

仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	317,143,775 円 <hr/> 334,304,738 円	〔課税売上割合の計算〕 (1) 課税売上高 302,555,462 (イ) $100,000 \times \frac{3,000,000}{4,000,000 + 3,000,000} \times \frac{100}{108} = 39,682$ (ロ) $250,000 \times \frac{3,500,000}{6,000,000 + 3,500,000} = 92,105$ (ハ) (イ) + (ロ) = 131,787 - = 302,423,675 (2) 輸出免税売上高 13,520,100 (3) 非課税資産の輸出等の金額 1,000,000 + 150,000 = 1,150,000 (4) 非課税売上高 $9,000,000 \times \frac{1,500,000}{4,500,000 + 1,500,000} + 3,000,000 + 78,000$ $10,700,000 + (82,992 + 14,700 + 308) + 200,000 + 550,000 + 500,000$ = 17,376,000 $250,000 \times \frac{6,000,000}{6,000,000 + 3,500,000}$ $+ 100,000 \times \frac{4,000,000}{4,000,000 + 3,000,000} = 215,037$ - = 17,160,963 (5) 課税売上割合 $\frac{(1) + (2) + (3)}{(1) + (2) + (3) + (4)} = \frac{317,093,775}{334,254,738} \quad 94.8\% < 95\%$ 按分計算必要
控除対象仕入税額	12,663,116 円	〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕 (1) 区分経理及び税額 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの (イ) 課税仕入れに係る消費税額 $158,000,000 + 6,000,000 + 39,000 + (130,000 - 32,500) + 128,000$ $+ 2,376,000 + 1,900,000 + 17,000 + 9,800,000 + 1,000,000$ = 179,357,500

区 分	金 額	計 算 過 程
		$179,357,500 \times \frac{6.3}{108} = 10,462,520$ (ロ) 課税貨物に係る消費税額 882,000 (ハ) 棚卸資産に係る消費税額 $4,500,000 \times \frac{4}{105} = 171,428$ (二) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 $466,800 \times \frac{6.3}{108} = 27,229$ (ホ) (イ) + (ロ) + (ハ) - (二) = 11,488,719 その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの $6,500,000 + (228,000 - 114,000 \times \frac{1}{5}) = 6,705,200$ $6,705,200 \times \frac{6.3}{108} = 391,136$ 共通して要するもの $(759,300 - 3,300) + 56,160 + 128,540 + 160,000 + 207,000$ $+ (30,000 - 2,400) + 271,000 + 560,000 + 620,200 + 589,000$ $+ 600,000 + (2,658,000 - 2,376,000) + (2,020,000 - 141,400)$ $+ (15,536,000 - 450,000) = 21,222,100$ $21,222,100 \times \frac{6.3}{108} = 1,237,955$ 合計 (イ) 課税仕入れに係る消費税額 $179,357,500 + 6,705,200 + 21,222,100 = 207,284,800$ $207,284,800 \times \frac{6.3}{108} = 12,091,613$ (ロ) 課税貨物に係る消費税額 882,000 (ハ) 棚卸資産に係る消費税額 171,428 (二) 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 27,229 (ホ) (イ) + (ロ) - (ハ) = 13,117,812 (2) 個別対応方式 $(1) + (1) \times \frac{317,093,775}{334,254,738} = 12,663,116$

区 分	金 額	計 算 過 程
		(3) 一括比例配分方式 $(1) \times \frac{317,093,775}{334,254,738} = 12,444,330$ (4) (2) > (3) 12,663,116
		[調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等] (1) 調整対象固定資産の判定 本社建物 $5,400,000 \times \frac{100}{105} = 5,142,857 < 1,000,000$ 該当する 運送用トラック $(6,000,000 - 400,000) \times \frac{100}{105} = 5,333,333 > 1,000,000$ 該当する 商標権 $(2,100,000 - 60,000) \times \frac{1}{2} \times \frac{100}{108} = 944,444 < 1,000,000$ 該当しない ソフトウェア $5,200,000 \times \frac{100}{108} = 4,814,814 > 1,000,000$ 該当する (注1) 土地の造成費用は非課税資産に対する資本的支出であるため、調整対象固定資産には該当しない。 (注2) 居住用賃貸マンション及びそのリフォーム費用は、免税期間中の仕入れであるため、調整不要。 (注3) 本社建物は当課税期間が第3年度の課税期間でないため、調整不要。 (注4) 運送用トラックは、転用の事実が認められないため、調整不要。 (注5) ソフトウェアは、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないこと及び転用の事実も認められないことから、調整不要。
		[控除対象仕入税額の計算]
売上げの返還等 対価に係る税額	2,499円	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $100,000 \times \frac{3,000,000}{4,000,000 + 3,000,000} \times \frac{6.3}{108} = 2,499$
貸倒れに係る税額	93,749円	[貸倒れに係る消費税額の計算] $6,250,000 \times \frac{1,800,000}{7,000,000} \times \frac{6.3}{108} = 93,749$

区 分	金 額	計 算 過 程
控 除 税 額 小 計	12,759,364 円	〔控除税額小計の計算〕 $12,663,116 + 2,499 + 93,749 = 12,759,364$

差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	6,301,600 円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 $19,060,965 - 12,759,364 = 6,301,601$ 6,301,600 (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0 円	

中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	4,036,500 円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 一月中間申告 $\frac{1,794,000}{4} = 448,500$ 4,000,000 適用なし (2) 三月中間申告 判定 $\frac{1,794,000}{4} \times 3 = 1,345,500 > 1,000,000$ 適用あり 中間納付税額 $1,345,500$ (百円未満切捨) $\times 3 = 4,036,500$ (3) 六月中間申告 適用なし (4) (1) + (2) + (3) = 4,036,500

納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	2,265,100 円	〔納付税額又は中間納付還付税額の計算〕 $6,301,600 - 4,036,500 = 2,265,100$
中間納付還付税額	0 円	

<関係各社の課税状況>

